

# 日本郵政グループのコーポレートガバナンス

## コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

日本郵政(株)は、日本郵政グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本としてグループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

1. 郵便局ネットワークを通じてグループの主要3事業のユニバーサルサービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
2. 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
3. お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
4. 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。また、日本郵政(株)は、グループの持続的な成長

と中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する「日本郵政株式会社コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、コーポレートガバナンス体制を構築しております。

※詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.japanpost.jp/group/governance/>

日本郵政(株)は、上記の基本的な考え方のもと、引き続き、グループ全体の内部統制の強化を推進し、コーポレートガバナンスのさらなる強化に向け、取り組んでまいります。

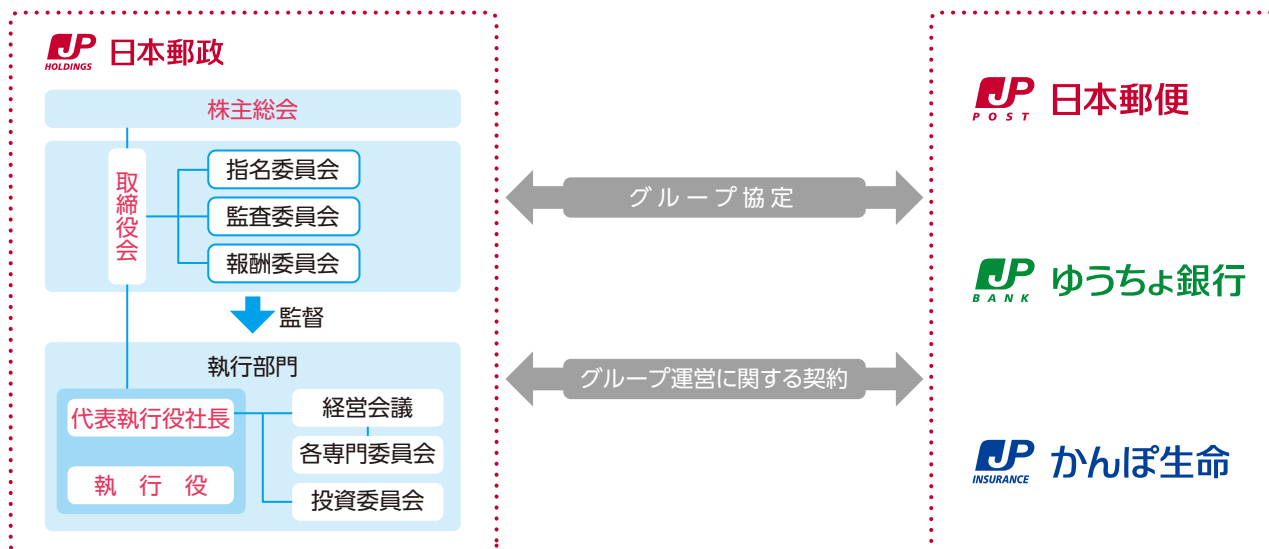
## コーポレートガバナンス体制の概要

日本郵政(株)は、指名委員会等設置会社を選択しております。

日本郵政(株)は、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険とグループ協定等を締結し、グループ共通の理念、方針、その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、これによりグループ各社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を構築しております。

また、グループ全体に重大な影響を与える事項や経

### ■日本郵政(株)のコーポレートガバナンス体制図



営の透明度確保に必要な事項については、日本郵政(株)が個別の承認・協議または報告を求めることにより、グループ・ガバナンスを確保しております。

さらに、日本郵政グループ協定に基づき、効率的かつ効果的なグループ運営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、グループ会社の経営陣の認識の共有を図る場としてグループ運営会議を設置しております。

## 各会議体の概要

### 取締役会

取締役15名(うち社外取締役9名)で構成し、経営の基本方針等、法令で定められた事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項等を決定するとともに、取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っております。

### 指名委員会

取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。

なお、日本郵政株式会社法の規定により、日本郵政(株)の取締役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととされております。

[委員長] 三村 明夫(社外取締役)

[委員] 石原 邦夫(社外取締役)、  
長門 正貢(取締役兼代表執行役社長)

### 報酬委員会

取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、同方針に基づき、個人別の報酬等の内容を決定しております。

[委員長] 岡本 毅(社外取締役)

[委員] 八木 柁(社外取締役)、  
長門 正貢(取締役兼代表執行役社長)

### 監査委員会

取締役5名(うち社外取締役4名)で構成し、取締役及び執行役の職務執行の監査、監査報告の作成等を行い、また、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときは、会計監査人の解任又は再任しないことに関する株主総会提出議案の内容を決定することとしております。

なお、監査委員向井理希氏は、(株)ゆうちょ銀行において、常務執行役等を歴任し、その経歴を通じて培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

[委員長] 八木 柁(社外取締役、常勤)

[委員] 野間 光輪子(社外取締役)、  
宗像 紀夫(社外取締役)、  
肥塚 見春(社外取締役)、  
向井 理希(取締役、常勤)

### 経営会議

執行役社長の諮問機関として、執行役社長が指定する執行役で構成し、原則として、取締役会決議事項、執行役社長の権限事項等の協議を行うほか、グループの重要な経営状況等の報告を行っております。

## 取締役会の運営状況

### 運営状況

取締役会は、日本郵政グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出の実現のため、グループ経営理念、グループ経営方針、グループ行動憲章、グループ中期経営計画その他の経営の基本方針の策定及びその実践の適切な監督を行います。

また、会社法に基づき「内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めるとともに、その運用状況については定期的に担当執行役から報告を受け、評価・分析を行うことにより、執行役の迅速・果敢な意思決定を支援する監督機関として適切にモニタリングを行ってまいります。

2017年度においても、会社法に定める取締役会決議事項をはじめ、日本郵政(株)及び事業子会社の特に

重要な業務執行に関する事項等について議論を行うとともに、「内部統制システム」の運用状況や業績・重要課題等について報告を受けました。

取締役会開催回数	14回
平均出席率	98%

※2017年度

## 取締役の報酬制度

日本郵政(株)の取締役及び執行役の報酬等は、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定め、この方針に則って報酬等の額を決定しております。

取締役の報酬につきましては、経営の監督という取締役の主たる役割を踏まえ、その職責に応じた一定水準の確定金額報酬としております。

執行役の報酬につきましては、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の確定金額報酬と、経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型株式報酬により構成しております。

なお、取締役及び執行役の賞与はございません。

※詳細については、コーポレートガバナンスに関する基本方針のウェブサイト内「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」をご覧ください。

<https://www.japanpost.jp/group/governance/index02.html>

## 取締役会の実効性評価

取締役会は、多様な経験や専門性を備えたメンバーにより、それぞれの知見や経験等を生かした議論が活発に行われており、議事運営もスムーズに行われていると評価しております。

当社取締役会は取締役へのアンケート及び社外取締役で構成する社外取締役ミーティングでの意見等を踏まえ、取締役会の実効性に関する評価を行っております。

※詳細については、コーポレートガバナンスに関する基本方針のウェブサイト内「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要」をご覧ください。

<https://www.japanpost.jp/group/governance/index02.html>

## 取締役の選任方針

指名委員会が取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方と日本郵政(株)が求める取締役の資格要件を規定した「取締役候補者指名基準」を策定し、この基準に基づき、取締役候補者を決定しております。

なお、日本郵政(株)はダイバーシティ推進の一環として、取締役と執行役を合わせた女性比率を2020年度末までに13%以上とする目標を設定しております。

※社外取締役の選任理由についてはグループ・ガバナンスに関するウェブサイト内のコーポレート・ガバナンス報告書をご覧ください。

<https://www.japanpost.jp/group/governance/>

## 取締役の研鑽・社外取締役へのサポート体制

### 取締役の研鑽

日本郵政(株)は、取締役に対し、その期待される役割・責務が適切に果たされるよう、日本郵政グループの施設等の視察等の施策を実施するなど、日本郵政グループの事業内容、課題、経営戦略等についての理解を深め、必要な知識を習得するための機会を設けております。

### 社外取締役へのサポート体制

日本郵政(株)は、取締役会の実効的かつ円滑な運営の確保、特に社外取締役による監督の実効性を高めるため、社外取締役に対して、時間的余裕をもった年間スケジュールの調整、必要に応じた情報の的確な提供、議案の内容等の十分な事前説明並びに事前の検討時間及び取締役会における質疑時間の確保に配慮した運営体制を整備しております。

また、取締役会における審議または報告プロセスの効率化、取締役会で決議された事項についての進捗状況の確認等、取締役会を効果的かつ効率的に実施するための運営支援並びに社外取締役との連絡・調整等のため、取締役会事務局を設置しております。

## 株主及び投資家の皆さまとの対話

日本郵政グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主、投資家等の皆さまに対して、正確かつ公平に、情報を開示するとともに、建設的な対話に努め、対話を通じていただいたご要望等を経営陣が共有します。

### ●第13回定時株主総会

開催日時：2018年6月20日

ご出席者数：1,382人

### ●2017年度個人投資家向け説明会

開催回数：17回

ご参加者数：約940人

### ●2017年度決算説明会・スモールミーティング（機関投資家・アナリスト向け）

開催回数：6回

### ●機関投資家・アナリストとの対話回数（2017年度）

開催回数：約120回

### ●国内外のIRカンファレンスへの参加回数（2017年度）

開催回数：3回

## 主な法的規制等

日本郵政グループは業務を行うにあたり、以下のような各種の法的規制等の適用を受けております。

### ①郵便法等に基づく規制

郵便法上、郵便事業は日本郵政（株）の連結子会社である日本郵便（株）が独占的に行うこととされておりますが、郵便約款の変更や業務委託の認可制、全国一律料金制度、定形郵便物の料金制限、郵便料金の届出制（第三種郵便物及び第四種郵便物については認可制）といった、本事業特有の規制または他の事業や他社とは異なる規制を受けております。

### ②銀行法及び保険業法に基づく規制

日本郵政グループの銀行業及び生命保険業におい

ては、これらの事業に一般的に適用される銀行法及び保険業法といった金融業規制を受けております。

### (a)(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険に対する規制

銀行業を営む日本郵政（株）の連結子会社である（株）ゆうちょ銀行及び生命保険業を営む日本郵政（株）の連結子会社である（株）かんぽ生命保険（両社について、以下「金融2社」と総称します。）は、それぞれ銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督を受けており、内閣総理大臣からの委任を受けた金融庁長官による、法令違反等による免許取消し並びに業務の健全性かつ適切な運営を確保する等のために必要があると認めるときの業務停止及び立入検査等を含む広範な監督に服しております。

（株）ゆうちょ銀行は、銀行法及び関連業規制に基づき、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、自己資本の充実度合いを図る基準である自己資本比率について、自己資本比率（国内基準）を4.0%以上に維持すること等が必要とされています。また、（株）かんぽ生命保険は、保険業法及び関連業規制に基づき、法令に基づき定められた業務以外の業務を行うことができず、また、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標の一つであるソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等が必要とされています。平成30年3月31日現在、（株）ゆうちょ銀行の連結自己資本比率は17.43%、（株）かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,131.8%であり、いずれも法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準を確保しております。

### (b)日本郵便（株）に対する規制

日本郵便（株）は、日本郵政グループの金融窓口事業に関連して、（株）ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、また、（株）かんぽ生命保険を所属保険会社等とする生命保険募集人として、銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督に服しております。

また、日本郵便（株）は、銀行代理業者として、法令

により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、分別管理義務、銀行代理業務を行う際の顧客への説明義務、断定的判断の提供等の一定の禁止行為等の規制を受けております。また、生命保険募集人として、顧客に対する説明義務、虚偽説明等の一定の禁止行為等の規制を受けております。

### (c) 日本郵政(株)に対する規制

日本郵政(株)自身も銀行持株会社及び保険持株会社として、銀行法及び保険業法に基づき金融庁の監督に服するとともに、日本郵政(株)の連結自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること及び日本郵政(株)の連結ソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等が必要とされるほか、顧客の利益保護のための体制の整備や事業年度ごとの規制当局に対する業務報告書等の提出の義務等を負っております。

なお、平成30年3月31日現在、日本郵政(株)の連結自己資本比率は19.11%、連結ソルベンシー・マージン比率は722.7%であり、いずれも法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準を確保しております。

### (d) 事業の前提となる許認可

日本郵政グループは、主として下の表のような許認可等を受けております。

### ③ 日本郵政グループ固有に適用される規制等

日本郵政(株)及び日本郵便(株)は、郵政民営化法等

に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する法律上の義務を負っています(かかる義務に基づき郵便局ネットワークを通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」といいます)。

ユニバーサルサービスについては、平成25年10月に、総務大臣が「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について、その諮問機関である情報通信審議会郵政政策部会に諮問を行い、同審議会において、平成27年9月28日に答申が出されました。

答申において、ユニバーサルサービスの確保について、短期的には、「日本郵政及び日本郵便は自らの経営努力により現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、「また、国は、ユニバーサルサービス確保に向けたインセンティブとなるような方策について検討することが必要である」、中長期的には、「郵政事業を取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保の方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していくことが必要」とされています。

なお、情報通信審議会は郵政事業のユニバーサルサービスコストの試算を行っておりますが、審議会が独

■表 事業の前提となる許認可

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	許認可等の取消事由等
銀行持株会社の認可	銀行法第52条の17第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第52条の34第1項
保険持株会社の認可	保険業法第271条の18第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第271条の30第1項
銀行代理業の許可	銀行法第52条の36第1項	日本郵便株式会社	なし	同法第52条の56第1項
生命保険募集人の登録	保険業法第276条	日本郵便株式会社	なし	同法第307条第1項
銀行業の免許	銀行法第4条第1項	株式会社ゆうちょ銀行	なし	同法第26条第1項、第27条、第28条
生命保険業の免許	保険業法第3条第4項	株式会社かんぽ生命保険	なし	同法第132条第1項、第133条、第134条

自に試算したものであり、日本郵政グループが作成したものではありません。

また、日本郵政(株)及び日本郵便(株)は、それぞれ日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法に基づき、新規業務、株式の募集、取締役の選解任(日本郵政(株)のみ)、事業計画の策定、定款の変更、合併、会社分割、解散等を行う場合には、総務大臣の認可(ただし、日本郵便(株)の新規業務については総務大臣への届出)が必要とされています。また、金融2社は、銀行法または保険業法に基づく規制に加え、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するため、郵政民営化法に基づき、新規業務、子会社対象金融機関等((株)ゆうちょ銀行)・子会社対象会社((株)かんぽ生命保険)の保有、合併、会社分割、事業の譲渡・譲受け等を行う場合には、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされているほか、(株)ゆうちょ銀行においては銀行を、(株)かんぽ生命保険においては保険会社等を子会社として保有することはできません。さらに、郵政民営化委員会で見直しが議論されているところですが、銀行業における預入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制が課される等、同業他社とは異なる規制が課されております。

#### ④WTO(World Trade Organization : 世界貿易機関)による政府調達ルール

公社を承継した機関として、日本郵政(株)、日本郵便(株)、金融2社が政府調達協定その他の国際約束の適用を受ける物品等を調達する場合には、国際約束に定める手続の遵守が求められます。

## 行動規範

日本郵政グループは、お客さまやグループをとりまく社会各層からの信頼を損なわず、さらに揺るぎないものにするため、誠実かつ公正な企業活動の実行に取り組んでいます。そのため、以下のような行動規範に従業員の判断・行動の基準としております。

### 日本郵政グループ・プライバシーポリシー

日本郵政グループは、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していくうえで個人情報の適切な保護と取扱いが重要なテーマであると認識し、個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)を定め、これを実行いたします。

詳細につきましては、P120をご参照ください。

### 日本郵政グループにおける利益相反管理方針

日本郵政グループは、利益相反のおそれのある取引によりお客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令及び社内規程等に基づき適正に業務を遂行いたします。

詳細につきましては、P122をご参照ください。

### 日本郵政グループ 情報セキュリティ宣言

お客さまに安心してサービスをご利用していただくために、日本郵政グループは情報セキュリティの重要性を認識し、情報セキュリティに配慮した行動に努めます。

詳細につきましては、P122をご参照ください。

### 反社会的勢力に対する基本方針

日本郵政グループは、「日本郵政グループ行動憲章」のほか、「反社会的勢力との関係遮断に関する経営トップの宣言」を定めて、反社会的勢力との関係遮断と被害の防止に取り組んでいます。

「経営トップの宣言」はP123をご参照ください。

### ディスクロージャーポリシー

日本郵政グループは、透明性の高い業務運営と公正な開示を通じて、企業としての説明責任を果たし、信頼を確保することを定めています。また、日本郵政(株)は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主、投資家等の皆さまに対して、正確かつ公平に、情報を開示するとともに、建設的な対話に努め、対話を通じていただいたご要望等を経営陣が共有します。2018年4月の金融商品取引法改正で導入されたフェア・ディスクロージャー・ルールに対しても適切に対応しております。

詳細につきましては、P123をご参照ください。